

令和2年7月1日
内閣府地方創生推進事務局

令和2年度における地方大学・地域産業創生交付金の取扱いについて

地方大学・地域産業創生交付金制度要綱（平成30年6月1日付け府地事第245号）第14の規定に基づき、令和2年度における地方大学・地域産業創生交付金の取扱いを、以下のとおり定める。

本取扱いにおける用語の定義

用語	定義
法	地域における大学の振興及び若者の雇用機会の創出による若者の修学及び就業の促進に関する法律（平成30年法律第37号）
基本指針	法第4条第1項に基づき内閣総理大臣が定める、地域における大学の振興及び若者の雇用機会の創出による若者の修学及び就業の促進に関する基本指針（平成30年6月1日内閣総理大臣決定）
計画	法第5条第1項に基づき地方公共団体が作成する、地域における大学振興・若者雇用創出事業に関する計画
認定計画	法第5条第6項により内閣総理大臣の認定を受けた計画（変更の認定があったときは変更後のもの）
推進会議	法第10条第1項に基づき地方公共団体が組織する、地域における大学振興・若者雇用創出推進会議
地方大学・地域産業創生交付金 （本取扱いでは「本交付金」という）	法第5条の規定により地方公共団体が作成した計画に基づく事業の実施に要する経費に充てるため、法第11条の規定により国が交付する交付金（令和2年度予算（案）額72.5億円）。予算科目における地方大学・地域産業創生交付金（令和2年度予算額22.5億円）及び地方創生推進交付金（地域再生法（平成17年法律第24号）第13条のまち・ひと・しごと創生交付金を除く。令和2年度予算額50億円）をいう。

I. 基本的な考え方

1. 地方を担う若者が大幅に減少する中、地域の人材への投資を通じて地域の生産性の向上を目指すことが重要。このため、首長のリーダーシップの下、産官学連携により、先端的な研究開発や人材育成等を行う優れた取組を、本交付金により重点的に支援する。

2. 本交付金により、地域の中核的産業の振興や生産性の向上を促進するとともに、地域産業創生の駆動力となり特定分野に圧倒的な強みを持つ「キラリと光る地方大学づくり」を進め、学生の地方大学への進学等を通じて、東京一極集中の是正を目指す。
3. 本交付金は、法第 11 条に基づく法律補助の交付金であり、認定計画に基づく事業の実施に要する経費に充てるため、法第 5 条第 6 項により認定を受けた地方公共団体へ交付するものである。地方公共団体は、基本指針に基づき定める計画の案の作成及び認定計画の実施に関し必要な事項等について協議するため、大学及び事業者等と共同し、首長を主宰者とする推進会議を組織する。また、地方公共団体は、推進会議が作成した計画の案に基づき、計画を策定し、内閣総理大臣へ計画の認定の申請及び交付金の交付の申請を行う。内閣総理大臣は、有識者で構成される「地域における大学振興・若者雇用創出事業評価委員会」（以下「評価委員会」という。）による評価を踏まえ、関係大臣との協議を経て、計画を認定し、交付金の交付決定を行う。
4. 地域における若者の修学及び就業を持続可能な形で促進していくためには、将来的には、国の支援に依存することなく、地域における取組が自走していくことが必要である。また、地域における取組が将来的に自走していくためには、中核的産業の振興がとりわけ重要であり、「地方大学の振興及び若者雇用等に関する有識者会議」においても、産業の拡大や生産性向上などを図るためには一定期間を要することから、5～10 年間の中長期的な支援が必要との報告が取りまとめられたところである。これを踏まえ、本交付金においては、計画期間についておおむね 10 年程度を目安とし、計画期間の前半（原則 5 年間）は、計画の立ち上げに際して事業の推進を集中的に支援する観点から国が支援することとし、計画期間の後半は、産業の発展や専門人材の活躍が一定程度見込まれることから、参画主体や地域の金融機関が資金や人材等の資源を拠出し合う仕組みとする。
5. 地方公共団体は、計画に関連し、具体的な重要業績評価指標（以下「KPI」という。）を適切に設定し、PDCA サイクルを整備することとする。特に、事業年度毎に、外部有識者や議会の関与等も含め効果検証を行い、その結果を国へ報告する。併せて、評価委員会においても、地方公共団体等が設定した KPI を毎年度評価し、PDCA サイクルを実践する。

Ⅱ. 予算額

- ・ 予算額 : 72.5 億円（予算科目上の地方大学・地域産業創生交付金 22.5 億円及び地方創生推進交付金活用分 50 億円）
- ・ 交付率 : 1／2、2／3、3／4（後掲）
- ・ 国費上限額 : 1 件、1 年間あたり 7 億円を目安とする。
- ・ 新規採択予定件数 : 4 件程度（予算積算上の目安）
- ・ 支援期間 : 原則 5 年間（ただし、期限付採択となる場合あり。）
- ・ その他 : 地方負担分については、地方財政措置を講じる（後掲）。また、本交付金の対象となる大学においては、文部科学省計上分（国立大学法人運営費交付金及び私立大学等改革総合支援事業のうちの 25 億円分）を交付する（後掲）。

Ⅲ. 支援対象等

1. 対象経費及び交付率について

本交付金は、以下の（1）及び（2）を一体的に執行するものである（本交付金の申請に当たっては、計画に位置づけられた事業毎に、以下のどの区分に該当するかを含めて申請すること。）。

（1）基盤構築分（予算科目上の地方大学・地域産業創生交付金）

計画推進、推進会議運営、大学改革関係等の取組を支援。対象経費や交付率は下表のとおり。

対象経費 ^{※1, 2}	交付率 ^{※6}
①計画推進（計画を踏まえたアクションプラン等の策定及び計画の検証・見直しのための調査費等）、推進会議運営（事業責任者人件費、事務局運営費等）及び産官学連携構築（産官学連携コーディネーター人件費等）	1／2
②大学改革関係 （魅力ある大学改革 ^{※3} につながる海外・国内からのトップレベル人材 ^{※4} の招へい・研究環境整備等）	2／3（③に該当しない場合） 又は
③先導的研究基盤 ^{※5} の活用に向けた環境整備等	3／4（③に該当する場合）

(2) プロジェクト実施分（地方創生推進交付金活用分）

産官学連携による地方の自主的・自立的な中核的産業振興、先端的な研究開発や専門人材育成等の取組を支援。対象経費や交付率は下表のとおり。

対象経費 ※1, 2	交付率 ※6
①産官学連携事業 （スタートアップ支援、販路拡大調査、地域・製品のブランディング、オープンイノベーション拠点整備・運営等）	1 / 2
②大学改革による質の高い教育の提供、リスクの高い先端研究等	2 / 3
③先導的研究基盤・技術を活用した最先端研究等	3 / 4

※1：以下の経費については、原則として、支援の対象外とする。

- ・人件費（地方公共団体の職員の人件費）
地方公共団体職員の人件費を対象外とするものであり、委託事業において、委託費の中に事業実施のための人件費相当が含まれていても、人件費であることをもって対象外とはしない。
- ・職員旅費（海外との連携構築に係る旅費やトップセールスに伴う随行旅費は除く）
- ・特定の個人や個別企業に対する給付経費及びそれに類するもの
- ・施設や設備の整備、備品購入自体を主目的とするもの
- ・貸付金又は保証金（繰上償還による保証金の過払い相当分の返金に伴う国庫返納を要するもの）、基金積立金
- ・国の補助金等を受けている又は受けることが確定している事業に要する経費
- ・用地取得（区分所有権の取得を含む）や造成に要する経費 等

※2：施設整備や設備・研究機器等の購入については、KPIの達成への寄与が見込まれるものを対象として認める。

※3：大学の統合再編、学部・学科・研究科・専攻・研究所等の再編、国際共同学位プログラムの創設等。地域産業創生の駆動力となり、特定分野に圧倒的な強みを持つ「キラリと光る地方大学づくり」に資するもの。

※4：各分野において、おおむね世界トップ10%以内又は国内トップ1%以内相当と認められる人材。

（参照指標の例：論文引用度、外部資金獲得実績、受賞歴、（海外人材の場合）所属機関の世界大学ランキング等）

※5：共用可能な大容量情報ネットワークや大型研究施設、共用プラットフォーム等。
（例：学術情報ネットワーク（SINET）、大型放射光施設（SPring-8）、X線自由電子レーザー施設（SACLA）、革新的ハイパフォーマンス・コンピューティング・イン

フラ（HPCI）、大強度陽子加速器施設（J-PARC）、ナノテクノロジープラットフォーム、NMR 共用プラットフォーム等）

※6：評価委員会等においては、各事業への交付率の適用の妥当性についても評価を行うこととし、評価結果によっては、申請時よりも低い交付率の区分で認定することもありうる。

2. 推進会議について

計画の案の作成及び認定計画の実施に関し必要な事項等について協議するため、地方公共団体は、大学及び事業者等と共同し、推進会議を組織する。推進会議は、首長を主宰者とし、また首長を補佐する事業責任者（例：経済団体幹部、国立大学の学長選考会議議長や経営協議会学外委員、私立大学を設置する学校法人の理事や評議員等の経験のある企業経営経験者等）を置くことにより、計画期間を通じ、産官学の緊密な連携による円滑かつ確実な事業の実施を図ることとする。産官学の各主体にかかる要件等については、以下のとおりとする。

（1）地方公共団体について

- ・都道府県及び政令指定都市等の地方公共団体（市町村等を含む）とする。

ただし、本交付金の支援対象経費等を踏まえれば、地域において産業や大学等の一定の集積があることが望ましい。

また、本交付金は、地方圏における若者の修学及び就業の促進を目的とするものであるため、計画の認定においては、地方への新しい人の流れづくりによる東京一極集中の是正への寄与についても評価項目とする。

なお、計画の区域は、地域における大学の振興及び若者の雇用機会の創出による若者の修学及び就業の促進に関する法律施行令（平成 30 年政令第 177 号）で定める特定地域（東京 23 区）の外に定めなければならない。

（2）大学等について

- ・大学については、一定の質を担保するため、以下の要件 ※7 を満たすものとする。

✓ 学生募集停止中でないこと

✓ 本交付金の申請の前年度のいずれかの時点において、収容定員充足率が 85%以上であること（大学（短期大学を除く）においては、学士課程全体の収容定員充足率、短期大学については、学校全体の収容定員充足率とする）

✓ 「私立大学等経常費補助金」において定員の充足状況に係る基準を除き、本交付金の申請の前年度に不交付又は減額の措置を受けていないこと

✓ 設置計画履行状況等調査において「警告」が付されていないこと

✓ 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 109 条第 2 項の規定に基づき文部科学大臣の認証を受けた者による直近の評価の結果、「不適合」の判定を受けていない

こと

- ✓大学、大学院、短期大学及び高等専門学校¹の設置等に係る認可の基準（平成 15 年文部科学省告示第 45 号）第 1 条第 3 号の要件を満たしている大学であって、第 2 条第 1 号又は第 2 号のいずれかに該当する者が設置する大学でないこと
- ・地方大学に加え、東京圏の大学等知見を有する遠隔地の大学等も参画可能とする。
- ・必要に応じ、大学以外の高等教育機関である高等専門学校や専門学校等も参画可能とする。

※7：「新しい経済政策パッケージ」（平成 29 年 12 月 8 日閣議決定）を受け、今後定められる、高等教育無償化の支援措置の対象となる大学等の要件等を踏まえ、更に要件を追加する場合もありうる。

（3）事業者等について

地元の経済団体や金融機関、計画における中核的産業に関連した企業群や個別企業等の参画を想定している。

3. KPI の設定及び PDCA サイクルの整備について

本交付金は、地方圏における若者の修学及び就業の促進を通じて、東京一極集中の是正を目指すものであることから、以下の 4 つの KPI を必須としつつ、関連する産業分野の選択や、各 KPI の数値の設定、追加的な KPI の設定等については、地域の自主性及び自立性に委ねることとする。ただし、現状の単なる延長線上のものを定めるのではなく、各地域の産業、大学、雇用等の強みや課題の把握及び分析（以下「地域の見える化」という。）等を踏まえ、中長期的な地域の将来像を描き、それを実現するため、計画期間において地域の産官学の各主体が総力を挙げ、一丸となって達成を目指すようなものであることが望ましい。なお、計画期間における計画の進展を正確に把握するため、計画の成果が把握可能な指標を設定するとともに、現状値として、平成 30 年度以降の統計を利用（平成 30 年度以降の統計が未集計の場合は推計値を使用）するよう努めること。

（必須とする KPI）

- ①計画に関連する産業の生産額等の増加額
- ②計画に関連する産業の雇用者数の増加数
- ③計画に関連する地元就職又は起業数
- ④計画に関連する大学改革の実現

（任意の KPI の例）

- ・計画に関連する産業の労働生産性の上昇率

- ・計画分野における外部資金獲得額
- ・計画に関連する分野の世界大学ランキングにおける順位上昇数 等

また、KPI の検証と事業の見直しのための仕組み（PDCA）を外部有識者や議会の関与等がある形で整備するとともに、効果検証と事業の見直しの結果を国に報告すること。なお、次年度の交付金申請を行うに当たっては、KPI の達成状況等の検証結果を踏まえたものとする。

4. 計画認定及び交付決定について

(1) 実施計画の記載内容について

本交付金の交付の申請に当たり、地方公共団体は、計画の認定の申請のほか、計画に基づく事業に関する実施計画を提出する。実施計画の記載内容は主に次のとおりであり、このほか、事業者等の概要、事業責任者、中心研究者、招へいするトップレベル人材候補の略歴等を添付して提出する。（※通常の申請枠での応募の場合）

（実施計画の主な記載内容）

①申請団体情報

②計画概要

- ・計画の分野、名称、区域、期間、本交付金による支援期間
- ・計画の概要・目的
- ・これまでの取組の実績を踏まえた当該地域の現状（強みや課題）のポイント
- ・地域として目指す中長期的な将来像

③推進体制（推進会議）

- ・会議の名称、設置日、主宰者名、事業責任者名、構成員
- ・会議の体制
- ・事業責任者

④事業一覧と全体スケジュール

⑤事業の実施内容

⑥目標

- ・計画における KPI

⑦キラリと光る地方大学づくり

- ・「キラリと光る地方大学づくり」に取り組む大学名
- ・「キラリと光る地方大学づくり」に対する地方公共団体の戦略
- ・大学側の目標及び「キラリと光る地方大学づくり」の内容
- ・招へいするトップレベル人材候補の計画へのコミットメント
- ・「キラリと光る地方大学づくり」を進める体制

⑧認定基準に該当する理由

⑨計画の効果検証及び見直しの方法、時期及び体制

⑩その他

- ・計画の議会への説明状況（議会において、計画の内容（資金計画含む）の審議等を行っている（行う予定である）ことが必要）
- ・予算計上の予定
- ・地方版まち・ひと・しごと創生総合戦略における基本目標と数値目標
- ・国の補助金等と重複した申請の有無（該当「無」であることが必要）等
- ・研究不正が認定され、研究資金への申請制限などの措置対象となっている研究者の有無（該当「無」であることが必要）
- ・申請団体の社会増減の状況

（２）認定スキーム等

内閣総理大臣は、評価委員会による評価を踏まえ、関係大臣との協議を経て、計画を認定し、交付金の交付決定を行う。

評価委員会においては、書面評価、現地評価（サイトビジット）、面接評価（プレゼンテーション）を実施する。申請多数の場合は、現地・面接評価を行うものの数を限定することもあり得る。

なお、評価委員会における評価に先立ち、内閣府地方創生推進事務局が委託する専門調査機関において、各地域の申請内容に関して、専門的観点からの調査を実施することとしている。当該調査機関は、各地域の自己分析の妥当性や KPI の実現可能性等に関する所見を作成し、これを評価委員会における評価の補助資料とする予定である。

（３）計画の認定基準

計画の認定にかかる具体的な基準は、以下の①～⑩とする。

① 自立性（自走性）

- ✓計画期間のうち、交付金による支援を受ける期間における事業費積算が妥当であること。
- ✓計画期間のうち、交付金による支援に頼らずに地域において自走する期間における産官学の費用分担が明確で現実的であること。

② 地域の優位性

- ✓「地域の見える化」の内容が妥当であること。
- ✓上記に基づき設定した産業分野や計画に他地域と比較して優位性があること。

③ KPI の妥当性及び実現可能性

- ✓産業振興、専門人材育成、若者雇用創出及び大学組織改革に係る KPI を適切に設定していること。
- ✓地方への新しいひとの流れをつくり、東京一極集中の是正に寄与することが相当程度期待できる内容となっていること。
- ✓KPI の検証と事業の見直しのための仕組みが整備されていること。

④ 地域全体への波及性及び大規模性

- ✓計画の効果が地域全体へ波及するような、大規模な取組となっていること。

⑤ 事業の先進性

- ✓産業振興、専門人材育成、若者雇用創出及び大学組織改革に関する先進的な計画となっていること。

⑥ 産業振興及び専門人材育成の一体性

- ✓産業振興及び専門人材育成に関する各事業が相互に緊密な連関を有していること。

⑦ 産官学連携の実効性

- ✓計画の円滑かつ確実な実行に必要な産官学の各主体の参画を得ていること。
- ✓各事業における産官学の各主体の役割分担が明確であること。
- ✓首長がリーダーシップを発揮し、産学の各主体との緊密な連携体制を構築していること。
- ✓事業責任者の資質及び経験が十分であり、かつ、計画に適切に関与していること。
- ✓推進会議に参画する大学が産業振興、専門人材育成及び大学組織改革を効果的かつ効率的に行う基盤を有していること。

⑧ 大学組織改革の実現可能性及び実効性

- ✓国内外のトップレベル人材の招へいなどを含め、大学の特色化のための組織改革が行われ、日本全国や世界中から学生が集まるような「キラリと光る地方大学づくり」が期待できること。

⑨ 事業経費の効率的な運用

- ✓計画期間のうち、交付金による支援を受ける期間における事業費積算が妥当であること(再掲)。
- ✓事業内容に応じ、共用可能な研究施設又は設備等が活用されていること。

⑩ 実施スケジュールの妥当性

- ✓計画の実施スケジュールが妥当であり、円滑かつ確実な実施が見込まれること。

5. 地方負担に対する地方財政措置

(1) 本交付金の地方負担に対する地方財政措置について、(2)に係るものを除き、特別交付税による措置を講じる予定としている。

(2) また、施設整備等事業については、一般補助施設整備等事業債の対象となり、充当率は90%、交付税措置率は30%を予定している。

IV. 留意事項

1. 地域再生計画との関係

本交付金において一体的に執行する、予算科目上の地方大学・地域産業創生交付金と地方創生推進交付金活用分については、法に基づく計画の策定が必要であるが、地域再生法に基づく地域再生計画の策定は不要とする。

2. 本交付金と文部科学省計上分との連動について

本交付金の対象となる大学において、学長等のリーダーシップの下で実施する、地域における大学振興・若者雇用創出事業の取組を含め、地方公共団体や民間企業等と連携しつつ、当該取組を行う大学の必要な経費として、文部科学省計上分(国立大学法人運営費交付金及び私立大学等改革総合支援事業のうちの25億円分)を交付する。

具体的には、令和元年度までの計画認定により本交付金の対象となった各国立大学に対しては、国立大学法人運営費交付金における「3つの重点支援の枠組み」において評価し、本交付金との連動額を明示して国立大学法人運営費交付金を配分する。また、令和2年度の新規の申請により本交付金の活用を予定している各国立大学におかれては、本交付金の申請に当たり、地域における大学振興・若者雇用創出事業の執行に必要な経費として、令和2年度においては、本交付金より先に交付決定が見込まれる国立大学法人運営費交付金から所要額を予め確保し、本交付金の交付決定後、当該所要額を本

交付金と連動して執行いただきたい。なお、当該所要額について、令和2年度においては、国立大学法人運営費交付金から追加の配分があるものではないことに留意いただきたい。

また、本交付金の対象となる各私立大学については、令和2年度私立大学等改革総合支援事業において評価し、当該事業に選定された際には、私立大学等経常費補助金を上乗せして補助することを予定している。

3. 本交付金の適正な執行

本交付金の交付を受けた地方公共団体は、会計検査での不当事項等の指摘による処分を受けることがないように、間接補助事業者分も含め適正な執行及び執行管理に努める必要がある。

4. 研究活動の不正行為への対応について

本交付金を活用して行われる研究活動における不正行為を未然に防ぐため、地方公共団体及び地方公共団体から補助や委託等により本交付金の配分を受けて研究を行う研究機関は、「研究活動における不正行為への対応指針（平成30年6月1日内閣府地方創生推進事務局長決定）」を踏まえ、適切に対応すること。

5. スケジュール

スケジュール（新規採択）については、通常の申請枠、新しい申請枠によって異なるため、各事務連絡を参照のこと。

<問合せ先>

内閣府地方創生推進事務局 地方大学・地域産業創生交付金担当

電話：03-6257-1405

メール：sosei-daigaku.t3a@cao.go.jp

※本件に関する問合せや、事前相談の申込み等については、情報、回答の統一的整理のため、原則として、メールで御連絡いただきますようお願いいたします。